

和光市文化財保護委員会委員公募実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、和光市文化財保護委員会規則及び和光市市民参加条例に基づき、和光市文化財保護委員会委員を市民から公募することについて、必要な事項を定めるものとする。

(公募委員の数)

第2条 市民から公募する委員（以下「公募委員」という。）の数は、1人とする。

(応募資格)

第3条 公募委員に応募できる者は、市内に居住する18歳以上の者とする。

2 国及び地方公共団体の議会の議員は除くものとする。

(応募方法)

第4条 応募は、別紙1に定める応募用紙に第2項に定める小論文を添え、持参・郵送・Eメールのいずれかの手段により、和光市教育委員会生涯学習課に提出して行うものとする。

2 小論文のテーマは「自身の実体験・経験に基づく文化財の保護と活用の意義について」とし、字数は600字以内にまとめるものとする。

(受付期間)

第5条 応募の受付期間は、令和7年5月1日から5月28日までとする。

ただし、郵送の場合は、令和7年5月28日の消印までを有効とする。

(公募の周知)

第6条 公募の周知は、広報わこう（令和7年5月号）及び和光市ホームページ、和光市デジタルミュージアム「歴史の玉手箱」（令和7年5月1日から5月28日まで）等に掲載することにより行うものとする。

(公募委員の選考)

第7条 応募をした者（以下「応募者」という。）のうちから、選考により公募委員となる者を決定する。

2 選考の方法は、原則として合議体による書類選考又は必要に応じて面接等を行うものとし、併せて和光市市民参加条例第12条第2項の規定事項を考慮して決定する。

(選考委員会)

第8条 選考を行う合議体として、和光市文化財保護委員会委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会は、次に掲げる者により構成する。

ア 教育長

イ 教育部長

ウ 生涯学習課長

エ 生涯学習課長補佐

(選考基準)

第9条 選考委員会は全会一致により、公募委員となる者を決定する。

2 選考委員会は、応募者の数が1人である場合においても、当該応募者が公募委員として適当な人物であるかを審査し、不相当と認めたときは、当該応募者を公募委員としないものとする。

3 選考は、以下の項目の内容を判断し、行う。

◀ 書類選考

ア 応募資格の（市内に居住する18歳以上の者）有無

イ 第4条第2項に定める「小論文」の内容審査

(ア) テーマに沿って具体的かつ論理的に書かれているかどうかについて審査を行う。

(イ) 文化財保護委員会の設置目的を理解して書かれているかどうかについて審査を行う。

(ウ) 文化財保護の推進に意欲があるかどうかについて審査を行う。

▶ 性別や年齢のバランス、地域構成、委員の在期数及び他の審議会等の委員との兼職状況等の考慮（和光市市民参加条例第12条第2項の規定事項）

(公募委員の決定及び通知)

第10条 選考委員会によって公募委員となる者の選考が決した後は、応募者に対してその内容を書面により通知するとする。

(その他)

第11条 この要領で定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要領は、決裁を受けた日から施行する。